

て定めております。明記をしております。それにについては今回も全く変わっておりません。

そして、極東条項等につきましては、ガイドラインそのものに明記されておりますように、「基本的な前提及び考え方」の部分に明記されているわけですが、憲法あるいは国内法に従う、これは当然のことありますし、日本の行動あるいは活動については、専守防衛あるいは非核三原則等の日本的基本的な方針に従つて行われる、このように明記をされています。この点については従来と全く変わりはないとの認識をしています。

○藤田幸久君 であるならば、なぜその九七年のガイドラインのときに枠内だと言い切つていたわけですか。今のお話だと、枠内以外のものも当時もあったんだという言い方でござりますね。

○国務大臣(岸田文雄君) 九七年のガイドラインにつきましても、先ほど申し上げましたように、このグローバルな協力のように、日米安全保障条約及びその関連取決めの具体的な規定に直接根拠を置かない協力、こうしたのも含んでおりました。そして、その点につきましては、日米安全保障条約の目的に合致する、こういった説明をしてきましたと承知をしております。

○藤田幸久君 ちょっとと変な感じしますが。

まず、このガイドラインといふのは、これ政府間の合意で、国際的な約束ですね。日米間の他方、安保条約といふのは、これ国会の承認が必要です。それから、今度、例えば今週、安保法制が出されるとすると、これは国会の可決が必要です。

つまり、安保条約は国会の承認が必要で安保法制は国会の可決が必要だけれども、ガイドラインは国会の関与が必要でないままといいますか、関与を経ずに決定してしまったということは、これまでに国民、国会無視で決めてしまつたという勝手な約束じやないんですか。

○国務大臣(岸田文雄君) ガイドラインといふのは、日米防衛協力についての一般的な大枠あるいは政策的な方向性を示すものであります。この

ような文書の性格については、このガイドラインが国際法上の政府間の法的な合意を意味する國際約束ではないことを含め、これまでのガイドラインから一切変わつておりません。

そして、一九九七年のガイドラインを含めて従来のガイドラインにつきましても、国会において何か承認をいただくという手続は絶対に承認をしておりません。この点については従来と全く変わらないと認識をしておきます。

○藤田幸久君 この安保法制、これから出てきて審議をするわけですが、ということは、この安保法制が否決されてもガイドラインはそのまま生きますね。

○国務大臣(岸田文雄君) これは、これから国会で議論が行われることになるわけですが、この新ガイドラインの中に明記されておりますとおり、このガイドラインの下で行われる取組が自国の憲法及びその時々において適用ある法令に従う、これは当然のことであると認識をしておきます。

○藤田幸久君 済みません、私の質問に答えてください。

これから来るであろう安保法制が国会で否決をされても、今回、岸田大臣、中谷大臣が決められたガイドラインは、これ、変わることなく生きるわけですね。

○国務大臣(岸田文雄君) これから議論について仮定の質問にお答えするのは控えなければいけませんが、いざりにしましても、我が国の法令に従う、新ガイドラインがこの法令に従う、これは当然のことであると認識をしておきます。

○藤田幸久君 いや、仮定の話じやなくて、可決されようが否決されようが、このガイドラインそのものはアメリカと日本の中で決めた約束であつて、これを変えることはありませんですねといつまでも、これは仮定の問題じやないです。これは前提の問題です。立て付けがそういうふうになつていいわけですから、国会の可決否決にかかるわざがいは政策的な方向性を示すものであります。この

IIの「基本的な前提及び考え方」のこのDの部分に明記されておりますが、このガイドライン、この指針というもの、これは、いざれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いざれの政府についても法的権利あるいは義務を生じさせるものではないと明記をされています。その上で、このCの部分において、憲法あるいは法制が否決されてもガイドラインはそのまま生きますね。

○國務大臣(岸田文雄君) この安保法制、これから出てきて審議をするわけですが、ということは、この安保法制が否決されてもガイドラインはそのまま生きます。

○藤田幸久君 このガイドライン、また安保法制、そしてその前提となる解釈改憲始め、全般について質問をさせていただきます。

○小西洋之君 民主党・新緑風会の小西洋之でございます。

私が國の法令にガイドラインが従うということが、これは当然のことであると考えます。

○藤田幸久君 つまり、今後の安保法制が否決された場合には、現段階における法制に従うガイドラインであるということですね、現段階での。

○國務大臣(岸田文雄君) 我が國の現段階におけるこの法令に従う、これは当然であると考えます。

○藤田幸久君 ということは、総理の米議会における発言に対する岸田外務大臣の先ほどの解釈と全く矛盾するんぢやないでしょうか。つまり、安倍総理は「we will go」と言つたわけですよね。実行すると、それが前提で今回いろいろアメリカと協定を結んできたわけですが、国会でもし否決をされた場合には、その新しい法制に従うんじやなくて現段階における法制にこのガイドラインは従うということですから、安倍総理の発言自体と今の岸田外務大臣の答弁とは全く矛盾をするという理解でよろしいですね。

○國務大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げましたように、米議会における総理の発言は総理の決意を示したものであります。そして、国会の審議の結果は、これは当然のことながら尊重されなければならない。この審議の結果法律がどうなつたものを行ふ考えはないと承知しています。

○小西洋之君 ありがとうございました。

○小西洋之君 いや、中谷大臣に伺わせていただきたいと思いますけれども、我が国としてはそのような国際法上の概念についてはお答えする立場にはございませんけれども、恐らく武力攻撃が発生しない状態での武力の行使ということであろうかと思ひますけれども、我が国としてはそのようなものを行ふ考えはないと承知しています。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 突然のお尋ねでございまして、国際法的にどういうものかというのなか、簡単で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) ございまして、国際法的にどういうものかというのなか、簡単で結構ですので、お答えいただけます。

○佐藤委員が御質問されていましたことの関連で、先ほど佐藤委員が御質問されていましたことの関連で、先ほど答弁の中で存立危機なんですかけれども、先ほどの答弁の中では存立危機事態と武力攻撃事態がかかる場合があると、すなわち、武力攻撃事態の予測事態や切迫事態に当た

うものか我が国の議院内閣制をじゅうりんするような行為ではないかということにつきまして質問をさせていただきます。私もまさにそうした許されざる暴舉だと思います。これは議院内閣制をじゅうりんすると同時に、また同時に、内閣法という法律にも違反している問題ではないかといふことを追及させていただきたいと思います。

使についても、これが国民主権の理念にのつて行われるべきであるという、規範的意味を持たせようとするもの」というふうに書かれておりました。規範的意味、規範であるというふうに書いてありますから、单なるうたう文句ではないわけでございます。この趣旨に反すると法律違反になるわけでございます。

さんこれまで累次追及しているように、そもそも憲法に違反していると、そうした問題を抱えていたる法案であると。

そして、七月一日の閣議決定というものは、我が民主党もこの四月末に総理の訪米前に党の見解を公式にまとめましたけれども、七月一日の閣議決定の三要件は便宜的、意図的な解釈の変更である。

○國務大臣(岸田文雄君) まず、この法案の取扱いにおいて、審議において国会の審議を重視しなければいけない、最も重視しなければいけない、ういつた御指摘についてはそのとおりだと思ふ。そして、政府としましても、まさにこの国民主権の理念に基づいて、しっかりと国会においてこの法案の成立に向けて丁寧に説明をし、理解を求めておる。

お手元に「内閣法第一条違反」というふうに書いた文書がござりますけれども、これ、実は私が昨年の七月一日以前に解釈改憲を阻止するためを作つて様々なところで配付させていただいた論文なんですけれども、そこの抜粋でございます。内閣法第一条という条文がございまして、平成十一年のいわゆる橋本行革のときに、国民主権の観点、また国民を代表する国会による内閣の統制をよりきちんと確保する観点から、この内閣法の一条というのが抜本的に改正をされております。条文を付けておりますけれども、この太い文字のところですね、内閣法第一条の第一項の「国民主権の理念のつとり」、そして第二項の「全国民を代表する議員からなる国会に対し」というところが新たに加わっております。この第二項の部分は元々第二条だつたんですけれども、第一条の方に格上げをされているというところでございます。

その次でございますけれども、第二項の「全国民を代表する議員からなる国会に対し」というところを文言を付け加えた理由でござりますけれども、元々これ昔は第二条だつたのが第一条に入れただんですけれども、二条を第一条にしたその理由として、「内閣の職権とこれと表裏の関係にある責任の両方を規定することにより、行政権の行使に対する民主的統制の重要性を強調すること」を意図したものである」というふうにしております。そして、この「全国民を代表する議員からなる」という文言を追加した理由として、「主権者である国民の行政に対するコントロールの趣旨をより強調するため」というふうにされているところでござります。

岸田大臣伺います。

あの安倍総理の議会の演説を英語と日本語を両方見ておりますと、先ほど藤田委員から厳しい追及がありましたように、この安保法制の法案につき

り、立憲主義に反するものである、すなわち違憲書であるところでございます。

つまり、憲法違反だというふうに最大野党の民
主党が党の見解を出し、そして、この国権の最高
機関の国会の場で大臣に対して、そして総理に対
して何度も追及をされている、こうした論点を抱
えるガイドラインや安保法制というものを、この
議会の演説でござりますけれども、總理はこう
言つてゐるんですね、ガイドラインについて。
「皆様、私たちは、眞に歴史的な文書に、合意
をしたのです。」「歴史的な文書に、合意をした
のです。」というふうに米國の議会で、まあ非常事
件に卑劣なやり方だと思います、これは既成事實を
つくろうという非常にひきよくなやり方だと思いま
すけれども、言つてゐるわけでございます。

岸田大臣に伺います。

こうした憲法論点が国会議員によって何度も追
及されるところでございます。

得るべく努力をしなければならないと考えます。こうした国会を重視し、国会の議論の充実をして国会の結論を尊重するために政府として努力をしなければならないこと、たくさんあると思われます。今回の米議会におけるこの総理の演説は、こうした内閣、政府としての努力に向けての決意を示したものだと考えております。

内閣法のこの趣旨、御説明いただきましたが、こうした政府としての決意を申し述べることにつきましては、内閣法の趣旨に反するものではないと理解をいたします。

○小西洋之君　大臣は内閣法の趣旨を全く御理解をされていないと思います、決意を述べることと身体が私は不適切だと思いますけど。安倍総理のこの演説というのは、決意じゃなくて、私は約束を、法律を成立させるという約束をアメリカとの譲り合に対し、アメリカという国に対して行つたしいうふうに認識しておりますけれども。

一枚おめぐりいただきますと、当時、法案を立案しました内閣総務官室が内閣法制局に、当時の正しい法の番人であつた内閣法制局に提出し、内閣法制局の審査を受けた文書でござります。

そこのマジックを引いているところなんですがれども、あるいは一ページ目の私の資料の下のところの灰色の部分、どちらでも結構なんですがれども、御覧いただきたいと思います。一ページ目の私の資料の方で申し上げますが、全く同じ文言でございますので。

国民主権の理念にのつとり職権を行うとしたつまり、「国民主権の理念にのつとり」ということを平成十一年に追加しているんですけども、その趣旨ですけれども、「内閣の個々の職権の行

いて、「戦後、初めての大改革です。この夏までに、成就させます。」と、さらに、また別のところで、「これまで以上に責任を果たしていく。そういう決意しています。そのためには必要な法案の成立を、この夏までに、必ず実現します。」というふうに言つておるところでござります。

先ほど藤田委員から本質的な追及がございましたので、私の方からも別な観点から更に本質的なところを追及させていただきたいと思いますけれども、私が特に問題視しておるのは、この度のガイドライン、そして安保の法制、昨日、与党との協議でまとまつたというふうに報道されて、もう今日新聞に大きく報道されておりましたけれども、私や、あるいはほかの議員がこの国会でさんざん

及をされ、違憲でないかと追及をされ、かつ最大の野党である民主党からもそうした閣議決定といふのは違憲であるというふうにされているのに、それを議会でこのような形で演説をするということは、この内閣法の第一条と第二条に違反するのではないか。国民主権の理念にのつづく國民の代表である公党である民主党を無視し、また国民の代表である議員を無視し、そして第二項、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帶して責任を有する。つまり、私のような野党議員も全員含むんですよ。

この内閣法第一条の第一項と第二項に違反する違法行為ではないかというふうにお考えではないでしょうか。答弁をお願いいたします。

よろしいですか。先ほど申し上げましたように、民主党という野党第一党が七月一日の閣議決定は違憲無効であるという公式見解を出していらっしゃるんです、訪米前に。かつ、私を始めとするいわばな国会議員が、様々な国会議員があの昭和四十七年政府見解のあの意図的、便宜的な読み直しの問題も含め違憲無効であると追及を行つています。

そうした追及を受けているその解釈改憲に基く安保法制、そしてガイドラインであり、安保法制であるわけでありますから、国民主権の理念を代表する議員から成る国会に対して連帶して責任を負うことなんか全くなさっていないわけですね。

よ。

私は、違憲無効だと法理を尽くして、論理を尽くして何度も何度も追及しているのに、大臣やあるいは横畠法制局長官はひたすら答弁拒否をなさる。そうしたことを見つと繰り広げて、そしてその挙げ句に、アメリカに行つてガイドラインの締結をして、そして議会で約束をする。もうこれは内閣法に真っ向から違反する、じゅうりんする違法行為ですよ。そうしたことの厳しく追及をさせたいただきたいと思います。

いや、それが本当に、もう何度も何度もやらせていただいているけど、違憲、じゅうりんする違法行為であるということを更に様々な憲法違反の問題を含め追及をさせていただきたいと思います。

この度のガイドライン、そして昨日、与党協議がまとまり、今後国会に出していくとされているあの安保法制でございますけれども、私は、一議員としてこうしたものに対して大きな構えで向かわなければいけないというふうに思つております。

十本の法律を一本に束ねて、もう一本の新法と併せて出してくると言つていますけれども、様々なるその議論するべき論点はあるのかもしれない。しかし、そもそもそうした安保法制というものは議論の前提を欠いている、つまり最高法規である憲法の規範を違反しているのではないかということが、また、その憲法の規範から導き出されて、我々日本国がその国としてきた平和主義やあるいは専守防衛といったその方針に違反しているのではないか、理念方針に違反しているのではないか、そうしたところをしっかりと追及をしていく、もうそれが全てだというふうに思つております。

そうした観点で、まず専守防衛について質問をさせていただきたいと思います。

この先ほどの資料の三ページを御覧いただけますでしょうか。これは、横畠内閣法制局長官がこの場にあるまじき答弁拒否を繰り返しますので質

問ができなかつたので、これは防衛省からいたたいた資料なんですねけれども、専守防衛とは何かと

いうことが書いてござります。

「専守防衛とは」、「私が読み上げさせていただきますけれども、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限にとどめ、その精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢をい

うものであり、我が國の防衛の基本的な方針」であるというふうにしているところでございます。

この専守防衛という理念、方針ですけれども、七月一日の閣議決定前後で安倍政権は変わっています。中谷大臣に伺います。昨日、与党で法案協議がまとまりましたけれども、その今回の法案、十四日に閣議決定して国会に出していくといいますけれども、この政府における法案の準備においても、この専守防衛の考え方は昨年の七月一日の閣議決定以前と何ら変わつてないという理解でよろしいでしょうか。

○國務大臣(中谷元君) 変わっておりません。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、それがますます変わつてることを皆様にお示しさせていただきたいというふうに思いました。まず、ちょっと分かりやすいところから、一ページめくついていただき、下にマジックで五ページと書いたところですね、これも同じく防衛省からいたたいた資料なんですねけれども、五ページの上の四というところを御覧いただけます。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」と、これは先ほど読み上げました専守防衛の定義ですね。これは、私の承知している限り、昭和四十年代から変わっていない、一貫しまず、確立した定義だというふうに承知しております。

すけれども、その専守防衛の定義の冒頭にある言

葉ですね。「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」、この意味は、よろしいで

しょうか、「新三要件」、すなわち、「我が國と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し」、「我が国ではありません、「他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅かされ」、以下飛ばさせていただきますけれども、防衛省

の事務方に伺います。

昨年の七月一日の閣議決定で、我が國は、集団的自衛権を皆さん解禁なさいました。安倍政権はですね。集団的自衛権は、我が國に對して武力攻撃が発生していないのに我が國が武力行使を行うことですから、それは専守防衛の定義、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し」、ここに違反するのではないか、おかしいんじゃないかという質問が国会で度々なされていました。それに対しても、防衛省はこういう見解で間違いないでしようか。

○國務大臣(中谷元君) 従来、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」も我が國が武力攻撃を受けたときを指すものと考えてきたところでございます。

他方、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法

九条の解釈の基本的な論理は維持した上で認識が改められて、我が國に對する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が國と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根柢から覆される明白な危険がある場合にも、自衛の措置として武力行使が容認されるとき

にあります。

これに伴いまして、専守防衛の説明に用いてき

た、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、我

が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃が

発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、國

民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆

される明白な危険がある場合も含むと解してお

りますが、いずれにせよ、我が國又は我が國と密接な関係にある他国に對する武力攻撃の発生が前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的と

するものではなく、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいう専守防衛の定義には何ら変更はないということです。

○小西洋之君 濟みません、質問と答弁、済みま

せんと私が謝る話じゃない、これ、質問と答弁が全くかみ合つていないと思うんですけど、防衛省

の冒頭の、「相手から武力攻撃を受けたときに

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、ここには矛盾すると。しかし、一番最後の、専守防衛の肝というものは、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢」なんだから、ことは矛盾しないから専守防衛は変わっていないんだという説明を、答弁をずっとされていましたねんですけれども、その答弁を撤回するということですか。防衛省の事務方に。

○政府参考人(辰巳昌良君) これ、撤回することではなくて、繰り返しになりますが、専守防衛の説明に用いてきた、「相手から武力攻撃を受けたとき」には、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合も含むということでございまして、いざれにせよ、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であつて、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではなく、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいう、この専守防衛の定義には何ら変更がないということをごぞいます。

○小西洋之君 一生懸命答弁をされないんですか。

先ほどのマジックの五ページの四番のところを皆様御覧いただけますでしょうか。もう日本語です。日本語の問題です。日本語、日本中の義務教育を受けている小学生も誰も理解できない世界が今起っているんです。よろしいですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」、この言葉の意味は、新三要件、つまり、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、つまり、我が国に対して武力攻撃が発生していない状況でも満たすというふうに言っているんですね。そういう理解でよろしいですか。

いないときも含むという理解でよろしいんですか。イエスかノーで。

○政府参考人(辰巳昌良君) 先ほどから繰り返してますが、我が国が武力攻撃を受けたときのみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し云々ということも含むというふうに解しております。

○小西洋之君 じゃ、防衛省、事務方の方、説明していただけますか。「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの日本語、この何十文字かのこの日本語から、どうやつて相手から日本国が武力攻撃を受けていないときの場合も含むというふうにこれ日本語として読めますか。

○私 四十三年間日本語を使った日本人として生きてきましたけれども、「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」という言葉で、どうして我が国が武力攻撃を受けていないときの状況が満たす場合として含まれるんですか。日本語として説明してください。

○政府参考人(辰巳昌良君) 先ほどからの繰り返しになりますが、「相手から武力攻撃を受けたとき」とございます。したがって、相手から武力攻撃を受ける対象でございますけれども、それは、我が国の場合もありますし、我が国と密接な関係にある他国に対するものもあるというふうに理解をしているところでございます。

○小西洋之君 じゃ、日本語として説明してください。

さい。ここでいう相手というのは、相手というのではなく、よろしいですか、具体的にやりましょう、アメリカ、イラン、日本、この三者であります。よろしいですか。相手というのは誰と誰が入り得るんですか。アメリカとイランが両方入り得るんですか。

要するに、もう限定しますよ、新三要件に基づいて我が国が集団的自衛権を発動できる相手は、今の三者のうちアメリカだけとしましよう、イランは関係ないとしましょう。それはよろしいですか。

か。だから、新三要件、言つたとおりですね。だから、もう分かりました。あなたが言つていることは、これは、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する、こういふうに読めるといふにあなたはおしゃつてゐるんですか。イエスかノーかで答えてください。

○政府参考人(辰巳昌良君) その相手というのがまず武力攻撃を仕掛けてくる国でござりますと、そういう仕掛けてくる国……(発言する者あり)

今、イランが仕掛けたという前提でございましたら、イランからそれを受けた国は日本あるいは我が国と密接な関係のある米国、そういうものも含まれると解します。

○小西洋之君 委員の皆様は御理解いただけましたでしょか。あの四十七年政府見解の読み直しと同じようなことを専守防衛の定義の世界でもやっているんです。こんなことが国民に対して通用すると思つてゐるんですか。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」、これは、日本が外国から武力攻撃を受けたときに初めて日本が個別の自衛権を行使するという、それ以外の意味で、今まで、じや防衛省に聞きますけれども、それ以外の意味で国会などで答弁をしたこと、あるいは政府見解を明示で出したことは一度ありますか。あるわけないでしよう。イエスかノーかで答えてください。イエスかノーかでどうぞ。

○國務大臣(中谷元君) 今までではございません。

ただ、昨年七月の閣議決定におきまして、憲法九条の解釈の基本的な論理はこれは維持した上で認識が改められて、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合にも自衛の措置としての武力行使が容認されたとしたものであるからであります。

「相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使する」というこの専守防衛の定義の冒頭の言葉は、先ほどの三者、三か国の関係でいうと、イランからアメリカが武力攻撃を受けたとき初めて日本国が防衛力を行使する。こういう日本語として読めるというふうに理解されているといふことでよろしいですね。イエスかノーかだけで答えてください。イエスかノーがだけですよ。

○政府参考人(辰巳昌良君) そういう説明であれば、そういうふうに理解をしています。

○委員長(片山さつき君) 審議官、御指名を得てからにしてくださいね。

○小西洋之君 そういう理解をしているという明確な答弁をいただきました。委員の皆様、こうしたことなどを許していいんでしようか。

委員長にお願いをいたします。直ちに集中審議を開いていただいて、この昭和四十七年政府見解の読み直しと、この専守防衛の定義のすり替え、捏造について徹底的に審議をしてください。日本語として、こんな日本語の読み方、許されるわけないじゃないですか。防衛省に対し申し上げてない、委員長、お願ひいたします。

○委員長(片山さつき君) 今のようなお話は、筆頭理事から先ほどまでの理事会では出ておりませんので、また後刻理事会が開かれたときにそういったお話を出れば、お話を聞きたいと思いまでしようか。要するに、もう専守防衛のこの定義で御質問をお願いします。

○小西洋之君 しつかり理事会で協議していただきたいたいと思います。

実は、専守防衛の定義の、何といいますか、捏造というふうに言つたらいいんだと思うんですけども、これだけではないんですね。先ほどのこのマジックの三ページの方にお戻りいただけます。

の、ここにある四行ですけれども、これはもう中身を全部変えてしまつてはいるんですね、今の政府は。

冒頭の、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使」する、これを変えました。そして後段の、「憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢」というふうに言つてはいるんですけど、ここで言つてはいる憲法の精神とは何でしょか。

専守大臣、答弁いただけますでしょうか。専守防衛の定義の中にある憲法の精神という言葉はどういう趣旨、意味でしようか。答弁をお願いいたします。

○国務大臣(中谷元君) 御質問の憲法の精神とは、憲法上、我が国がどとのできる自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対して、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて認められるものであり、そのための武力行使も、必要最小限度に限られるというものでございます。

○小西洋之君 今朝の全国紙の一面の見出しで、このガイドラインを指して、あと安保法制を指して、専守防衛の変容でしたか、まさに専守防衛が根底から変わっているという見出しがございましたけれども、まさに正鵠を得ている。もうまさに正しい指摘です。専守防衛の概念がまるつきり安倍政権によって変えられてしまつてはいるんです。国是ですよ、国は専守防衛が。

よろしいですか。今大臣が読み上げましたこの憲法の精神は、同僚委員の皆様御案内のとおり、七月一日の閣議決定における九条の下で武力行使が許されると言つてはいる基本的な論理そのものなんですね。つまり、集団的自衛権を含んでいます。あの外国の武力攻撃ですね、裸の外国の武力攻撃という言葉がござりますけれども、集団的自衛権をも容認する、その武力行使を容認するような考え方というものが憲法の精神だというふうに言つてはいるんですね。

いるんですね。

横畠内閣法制局長官に伺います。

あなたも含め、あなたの先輩も、法制局長官が何人も、何回もこの専守防衛について国会で定義をされていました。この憲法の精神といふのは憲法前文の平和主義は入らないんでしょうか。イエスかノーかスかノーカはどうぞ。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 何度もお答えしているところでござりますけれども、憲法前文といいますのは、規範そのものではありませんけれども、個々の規範を解釈するその指針となるべきものでございます。

専守防衛の中で申し上げている、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢の根底にございますのは、憲法九条であると考えております。

○小西洋之君 今のお答えは必ずしも正しくないです。

それをお示しします。マジックの六ページを御覧いただけますか。これは三月二十日の予算委員会で安倍総理に示したフリップでございますけれども、下の段を御覧いただけますでしょうか。

憲法の精神といったときに、当たり前ですが、我が國の憲法のその一番の根幹である平和主義、これは絶対入つてくるわけですよ。国会答弁で、下の段を御覧いただけますでしょか。

○小西洋之君 出てきております専守防衛ということを基本といつしました防衛政策といふうに言つていますね。

○鈴木総理大臣の答弁ですけれども、我が國は、平和憲法の下に平和主義の上に立ちまして、平和国家の建設に向かつて今日まで努力いたしてまいりましたところでございます。そのような精神の上に立つてと、いうふうに言つていますね。

○国務大臣(岸田文雄君) は、平和憲法の下に平和主義の上に立ちまして、平和国家の建設に向かつて今日まで努力いたしてまいりましたところでございます。そのような精神の上に立つてと、いうふうに言つていますね。

わけですよ。

中谷大臣に伺います。二つのことを伺います。

もう何うまでもありませんけれども、今まで憲法の精神、専守防衛の定義における憲法の精神を、先ほどのように答弁なさった国会答弁あるいは政府見解の文書はございませんね。イエスかノーカで。ないはずですけれども。

あと、大臣の見解としてお答えください。憲法前文の平和主義、この後質問をさせていただきま

すけれども、よろしいですか。全世界の国民が戦争によつて殺されることのない平和的生存権を有するということが書かれています。また、国家権力、我々国会や内閣総理大臣によって二度と戦争を起こすことを許さない、そのため天皇主権の国を改めて国民主権原理を採択したという、そういう平和主義も書かれています。

集団的自衛権の行使は、今の安倍内閣の方針で、内閣の閣議決定と国会の法律だけで、新たな武力行使たる戦争を起こして、自衛隊員に戦死させ、また反撃を受けて日本国民も戦死することになるんです。なるんですよ。それは憲法の前文の平和主義が禁止している戦争の惨禍そのものなんです。そうした理念が、今あなたが答弁なさいたこの憲法の精神、専守防衛の憲法の精神の中に入つてはいるというふうにお考えですか、答弁ください。

○国務大臣(中谷元君) 憲法九条の解釈の基本的な論理、これは維持されており、平和主義の下、我が国が引き続き憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢である専守防衛を維持するといふことは変わりなく、矛盾 抵触するというふうには思つておりません。

○小西洋之君 岸田大臣に伺わせていただきま

わけですよ。

中谷大臣に伺います。二つのことを伺います。

本方針については、様々な場において日本としてしつかり説明をしております。

そして、今回 アメリカに行きました

ラス2を行い、そして新ガイドラインについても

議論を行い合意を見たわけですが、日米ガイド

インの中にも、「専守防衛 非核三原則等の日本

の基本的な方針に従つて行われる。」こうしたこ

とは明記しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

この専守防衛という我が国の基本的な方針については、米国側からしっかりと理解を得ているものだと受け止めております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

○鈴木総理大臣の答弁ですけれども、我が國

は、平和憲法の下に平和主義の上に立ちまして、

平和国家の建設に向かつて今日まで努力いたしてまいりましたところでございます。そのような精神の上に立つてと、いうふうに言つていますね。

○国務大臣(岸田文雄君) 日本の国家安全保障に

おける基本的な方針、専守防衛を含むこうした基

本方針については、様々な場において日本として

しつかり説明をしております。

そして、今回 アメリカに行きました

ラス2を行い、そして新ガイドラインについても

議論を行い合意を見たわけですが、日米ガイド

インの中にも、「専守防衛 非核三原則等の日本

の基本的な方針に従つて行われる。」こうしたこ

とは明記しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

この専守防衛という我が国の基本的な方針については、米国側からしっかりと理解を得ているものだと受け止めております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

○鈴木総理大臣の答弁ですけれども、我が國

は、平和憲法の下に平和主義の上に立ちまして、

平和国家の建設に向かつて今日まで努力いたして

まいりましたところでございます。そのような精神の上に立つてと、いうふうに言つていますね。

○国務大臣(岸田文雄君) この度アメリカに行かれた際に、日本政府、大

臣も含めて日本政府として、日本は専守防衛の国

であるとアメリカに御説明をされましたでしょ

うございます。

これだつたら、もうこれ、議会政治どころか、

もう日本が、何といいますか、文字と言語を使

国家として、社会として成り立たなくなるぢやないですか。こういうのを何と言ふんでしょうか、クーデターと言ふんですよ。別の委員会でも、このクーデターといふ文言を何度も發言させていただいていますけど、これはクーデターですよ。クーデター以外に説明ができないですよ。あらゆる秩序を根底からあなたの方は覆すことをやられてゐるんぢやないですか。しかも、そのことは自衛隊員の命に関わることであり、国民の命に関わることをやられているんぢやないですか。こんなことがいつまでもつというふうにお考えなんですか。もちませんよ。

もう早く安倍総理を見捨てて、岸田大臣も中谷大臣も立派な、尊敬する、私が、保守の政治家ですから、皆様が是非奮起なさつて、安倍総理を見捨てて、安倍内閣を倒閣して、お二人のどちらかが総理大臣になつていただく、同時に民主党も政権奪還をやらせていただきますけれども、そういうことをしませんか。もうしないと駄目ですよ、これは本当に、ということを申し上げさせていたただきたいというふうに思います。

本当はもつと厳しいお言葉を兩大臣に言わせていただかなければいけないんですけれども、一応、まあ國民のことを考えると、敬意を表していくはいけないんですけど敬意を表させていただきました。

では、質問を重ねさせていただきたいと思います。

今その憲法の精神ですね、平和主義のつとつたものであるのは当然のことであるんですけども、それをその七月一日の閣議決定、新三要件というものの、すなわち基本的な論理といふものはじゅうりんしているということを質問をさせていただきます。

この昭和四十七年、政府見解のこのカラーモの御覧いただけますでしょうか。

同僚委員の皆様にはすっかりおなじみだと思いますので、簡潔に御説明して、二枚目のページをおめくりいただきまして、外国の武力攻撃とい

言葉がたまたま裸であると、裸であるといふふうに言いがかりを付けて、言いがかりを付けて、ここに外国の武力攻撃という意味だけではなくて、密接な関係にある他の国に対するつまり同盟国などに対する外国の武力攻撃だといふうにも読めるんだというふうに言つているんですね。そうすると、そう仮に読めるとすれば、限定的な集団的自衛権が実は昭和四十七年政府見解の中に含まれていた、つまり憲法九条の解釈として許容されていたという驚愕のことを安倍内閣はおつしやつてゐるんですけれども、それについては、下にあります。

まさにこの昭和四十七年政府見解を作つたきっかけになつた、その見解を作る二週間前の国会質疑において、吉國長官が答弁で、他国の防衛をするということは、憲法九条において、憲法九条をいかに読んでも読み切れないといふうにおつしやつております。

また、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根柢から覆されるというこの有名な言葉、これは、今申し上げた吉國長官答弁以前には一度も国会で答弁されておりませんけれども、この言葉というのは、外国の侵略が現実に起つた場合、すなわち我が国に対する外国の武力攻撃が起つた場合のことであつて、かつ、もうこうした場合のみ必要最小限度の武力行使が許されるのが憲法九条の解釈の論理の根柢であると、もうこれ以外ないと、ほかの論理はないといふふうに言いつつしているところでございます。

ですので、昭和四十七年政府見解のまさに便宜的、意図的なその読み直しというのは許されないところでございます。

それで、少し一点御紹介をさせていただかななければいけないんですけども、先ほどのこの資料ですね、この文字、内閣法が付いていた資料のところの一番最後のページを御覧いただけますで、マジックで十五ページと付けていた、この十

四、十五ページでされども、これは、先ほどから御紹介を申し上げております、北澤元防衛大臣の下でまとめられました民主党の安全保障法制に対する民主党の考え方でございます。四月二十八日でございます。

基本姿勢として、民主党は、マジックを付けさせていただいておりますけれども、「日本国憲法の基礎理念である平和主義をつらぬく」という考え方を打ち出しているところでございます。そして、下にマジックをしておりますけれども、専守防衛に徹しつつ、遠くの事柄については抑制的に、そして近くの、我が國の周辺をめぐるような状況の問題についてはそれは現実的に、そしてPKOなどの国際貢献については積極的にという全体を貫く理念を掲げているところでございます。

ここでのマジックの十五ページのところですね、十四から十五にかけてですけれども、これは自衛権つまり個別の自衛権や集団的自衛権についての民主党の考え方を書いたところでございます。冒頭、「専守防衛に徹し、現実的で責任ある安全保障政策を追求する」というふうに書いておりますが、見ていただけますか。

そして、十五ページのところのマジックの方にこれは行つていただきまして、「政府の新三要件とは便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更である」というふうに明記しております。そして、マジックで両括弧をくくったところにあります、「これに照らせば、集団的自衛権に関する昭和四十七年政府見解は」、「これに照らせば」というのは、横畠長官も含めて歴代の政府が答弁をしてきた憲法解釈あるいは法令解釈の考え方です。平成十六年島聰答弁書の内容です。それに照らして徹底的に民主党としてチェックしたところ、検討したところ、「集団的自衛権に関する昭和四十七年政府見解は、自衛権の行使は我が国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られ、集団的自衛権行使は憲法上許されないと結論でありますたにも関わらず、安倍内閣の新三要件による

解釈変更是、その一部分だけを取り出して「基本的な論理」を導き出したものであり、便宜的、意図的であると判断せざるを得ない。」そして、こうしたものは、「専守防衛の根幹から明らかに逸脱している。」といふうに明記しています。

岸田大臣、中谷大臣、お分かりでしょうか。昭和四十七年見解の皆様の便宜的、意図的な読み直しです。外国の武力攻撃という言葉を勝手に同盟国に対する外國の武力攻撃というふうに読んでもいいんだと言つていて、それが便宜的に図的なものであつて、立憲主義に反した解釈変更で、すなわち違憲無効だとうふうに民主党の公式文書に明確に打つてあるんです。分かりますか。もう潮目は変わつていますよ。もたないですよ、こんなもの。民主党が公党として、その存亡を懸けて、この昭和四十七年政府見解の読み直しの問題を徹底的に追及していきますよ。そうしたことをしっかりと御認識いただきたいと思います。

ちなみに、立法事実ですね、新三要件には立法事実がない。これは福山先生が先鞭を昨年の七月十五日の質疑で付けられて、私も外交防衛委員会で頑張らさせていたきましたけれども、立法事実がない、そうしたこともしっかりと、よつて違憲無効であるということも書かせていただきたいところでございます。

じゃ、先ほどのところの紙ですね、吉國長官答弁をおめくりいただきまして、憲法前文の平和主義、先ほど私が御説明しましたけれども、大臣もすっかり、何度も何度も御説明していますのでおなじみだと思いますけれども、下の灰色の部分ですね、日本国憲法前文には三つの平和主義の考え方方が書いてあるというところでございます。

そこから二ページをめぐつていただきますが、これも外交防衛委員会でさきにお示しをしましたけれども、左の昭和四十七年の政府見解にあります、「しかしながら、だからといって、平和主義をそとの基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限で認めてはいけない」とは解されないので

神として矛盾するというふうにお考えになりませんか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の、戦争という過ちを再び繰り返さない、こうした文言、そして考え方、精神、これは誠に重要であり、これからもしつかり大事にしていかなければならない考え方だと思います。その一方で、政治として、政府として、国民の命、暮らし、幸福追求の権利、こうしたものを持ち守つていく責任、これも誠に重たいものがあると思います。

こうした過ちを再び繰り返さない、こうした精神はしつかり大事にしながらも、政府としての責任はしつかり果たしていかなければならぬと考えます。○委員長(片山さつき君) お時間が来ておりますが。おまとめください。

○小西洋之君 国会議員として、被爆者を始めとする、私の両親も実は広島出身なんですけれども、平和主義を守るために全力で安倍内閣を倒す、倒閣することを国民の皆さんにお約束して、質疑を終わらせていただきます。

○荒木清寛君 日米ガイドラインの改定についてお尋ねいたします。

まず、ガイドライン見直しの意義についてであります。九七年のガイドライン改定は、冷戦の終結のか、北朝鮮のN.P.T.脱退宣言や弾道ミサイルの発射事件、また中台危機等といった安全保障環境の変化に伴い、日米の役割、任務を見直す必要性から改定がされました。今回は十八年ぶりの改定となるわけでありますけれども、その新ガイドラインが策定されることになった背景、特に国際安全保障環境の変化について、防衛大臣からまず説明をお願いします。

○国務大臣(中谷元君) 日米のガイドラインにつきましては、まず、我が国を取り巻く安全保障環境、これが一層厳しさを増す中で、平成二十五年十月、2プラス2の共同発表において、紛争を抑止し、平和と安全を促進する上で日米同盟が引き

続き不可欠な役割を果たすことを確保するため、これを直すことを日米間で合意をいたしました。

この新ガイドラインは、安全保障環境が変化する中で、日米両国の防衛協力について一般的な大枠、そして政策的な方向性を見直し、更新するものであり、そのポイントは以下のとおりであります。

まず第一に、ガイドラインの中核的役割たる我が国の平和と安全の確保のため、自衛隊の能力向上、日米間の運用面での協力の進展等も踏まえ

て、平素から緊急事態まで切れ目のない形で協力をするとするということとしております。このような切

れ目のない対応の一環として、平時からの協力の充実や、我が国が集団的自衛権行使する場合の協力を在り方も示しております。

第二に、これまでの同盟の協力の進展を踏まえ

て、地域の及びグローバルな平和と安全のため、第三国との協力を含め、様々な分野における日米協力の在り方について記述をしております。ま

た、新たな戦略的領域である宇宙やサイバー空間での協力の在り方も新たに記述をいたしております。

第三に、日米協力の実効性をより一層高めるた

め、同盟の調整メカニズムの強化や共同計画の策定、更新に取り組むこと、装備や技術・保全を含む情報の面でも協力を進めることについて明記をいたしております。

これらの改定によりまして、同盟の抑止力、対

し、まずは政府がしつかりと説明をしていかなければいけない、こう思います。

その意味で、新ガイドラインの第二章「基本的な前提及び考え方」の項目におきまして、今も議論があつたばかりですが、「日本の行動及び活動は、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。」このように記載されておりであります。

私もこの間、与党の中で安全保障法制の見直しについては真剣な議論をしてきた一人でありますから、この点は非常に大事、いわゆる平和国家としての在り方が堅持されているのか変わったのか、一番大事な点だと思います。

改めて防衛大臣に、この新ガイドラインにおきましても今申し上げましたようなことがきちんと書かれた意味合いについて説明を求めます。

○国務大臣(中谷元君) この新ガイドラインの下で行われる取組が専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われることは新ガイド

ラインに明記をされております。したがいまし

て、平和国家である我が国の防衛の基本的な方針として専守防衛及び非核三原則を維持することには変わりはないということです。

○荒木清寛君 次に、新ガイドラインは日米のア

ジア太平洋地域における役割を示すものであり、

中国を始めとする周辺諸国も当然注目をしているわけであります。

したがいまして、この新ガイドラインがアジア

太平洋地域の平和と安定を目指すための取組であ

るということをきちんと近隣諸国に説明をしまし

て、相互理解を育んでいく必要があると考えま

す。間違つてもこのガイドラインを改定したこと

が緊張を高めるというようなことになつてはいけ

ないわけであります。ここで行われる活動でござ

いますが、これは自衛隊及び米軍の活動に係る政

策面及び運用面の調整を行うというものでござい

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国の安全保障政策につきましては、これまでも各国に丁寧に説明を行つてまいりました。そして、今回の新ガイド

ラインですが、この新ガイドラインにつきましては、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従つて行われる。このように記載されておりであります。

寧に説明を行つておりますが、今後とも引き続

き、この説明努力、続けていきたいと考えてお

ります。

その中で、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

ます。

そこで、関係各國からは、例えば豪州から

は、国防大臣声明によりこの新ガイドラインを歓

迎するというコメントが寄せられていますし、韓

国からは、外交部スポーツマン論評によりまし

て日米両国が今回のガイドライン見直しの内容に

について透明性向上のために努力したことと評価す

</div